

放送大学「生涯学習支援番組」(2020年度第5回制作)の制作業務仕様書

1. 業務概要

放送大学学園(以下、「学園」という。)のテレビ番組(以下、「番組」という。)の構成・演出・収録・編集等の制作業務を行う。

本番組は、2020年度に放送予定のテレビ生涯学習支援番組である。

請負事業者は、学園が示す企画方針および計画に基づき、学園プロデューサー等と連絡・協議を行いつつ連携をとり、番組制作業務を遂行する。

2. 請負期間

別紙1のとおり

3. 制作する番組・本数・概算所要経費

別紙1~3のとおり

4. 番組制作業務の具体的内容、手順

1) 放送番組の演出

- ・出演講師、学園プロデューサー等と打合せによる内容原案を元に、演出方法及び内容を策定、実施

2) 内容検討・番組進行表の作成

- ・番組全体の構成案(項目、配列、時間、配分)策定
- ・映像・音声素材等の選定(ビデオ・写真・コメント等)
- ・出演者との内容・スケジュールの交渉(講師・ゲスト等)
- ・ロケーション先の下見、選定

3) ロケーション(国内)の実施と編集

- ・ロケーション(国内)に必要な要員の手配、機材の準備及びロケーションの実施
- ・出演者のヘアメイク及び衣装の手配
- ・ロケーション実施後の映像・音声の編集等、後処理
- ・広報用写真(著作権処理を要しないもの)の撮影及び素材納品

4) 番組の素材資料の収集と作成

- ・動画・静止画・図版等の収集および作成。なお、資料の収集にあたっては学園が推奨する素材(AFP)を優先的に選択する。

5) 請負事業者による「放送大学学園著作物利用規程」に基づく権利処理(音楽等一部を除く)処理にあたっては、以下の点に留意のこと。

- ・学園が定める承諾書出演者から受領すること。
- ・番組出演者にかかる出演料、交通費等は、請負事業者が負担すること。
- ・上記4)の素材資料の放送(マルチ編成含む)等利用に関わる著作権等の調査、確認及び権利処理、並びに処理に伴う費用は請負事業者が負担すること。
- ・放送(衛星、CATV等による同時再放送を含む)・インターネット配信(学園のHP上での公開。ただし、ダイジェスト動画においては、YouTube等外部HP上での公開にも対応のこと)
- ・学習センター等へのDVD配架等の番組の二次利用に関わる著作権等の調査、確認及び権利処理
- ・権利処理及び利用した素材(音楽及び上記3)等に伴う出演者並びに上記4)含む)等の記録報告

- 6) 美術セットの調達と操作
 - ・大道具・小道具、生花木の調達及び操作
 - 7) タイトル、テロップ・パターンの制作等
 - ・タイトル、テロップ・パターンのデザイン及び制作
 - ・CG・アニメーションの作成及び操作

番組のダイジェスト動画の開始タイトル及び終了タイトルの表示方法は、別途学園プロデューサー等の指示に従うものとする。
 - 8) 番組の試写
 - ・学園プロデューサーによる完成前試写及び指示に応じた修正作業
 - 9) 放送用台本の作成、印刷
 - ・放送用台本の作成及び印刷
 - 10) 音響効果
 - ・番組に関わる選曲および効果音制作等
 - 11) スタジオ収録及び収録時の副調整室指揮
 - ・スタジオ収録に関わる各種伝票処理
 - ・出演者・技術スタッフとの収録打合せ
 - ・ドライ、カメラリハーサル
 - ・学園プロデューサー等の検査後、ディスク等引渡し
 - 12) 後処理、手直し等
 - ・資料の整理
 - ・伝票の整理
 - ・番組制作に使用した素材テープ等の入庫整理
 - ・納品後、番組の手直しについて、請負事業者の責めに帰すべき理由によるものは、請負代金に含むものとする。
 - 13) 上記各項目の業務遂行のために必要な打合せ参加
5. 番組制作業務に必要と想定される職種及び人数
- 請負事業者は、学園プロデューサーと協議のうえ、当該業務を適切に遂行できるよう各業務内容に応じ必要な専門知識を有する者を手配するものとする。
6. 学園施設・機器等
- 1) 収録は学園のテレビスタジオを使用する。収録に係わる業務に必要な技術要員は、学園で措置する。
 - 2) 完成素材収録用 XDCAM メディア、スタジオ収録用 XDCAM メディア、番組審査試写用 DVD-R、番組編成業務用 DVD-R は必要な数を貸与する。
 - 3) 請負事業者が手配・調達するものは以下の通り。
 - 収録時に必要な要員（技術要員を除く）
 - ロケ（要員および機材）
 - オフライン編集
 - 音響効果
 - スタジオ大道具・小道具、道具操作
 - メイク
 - 衣装(スタイリスト)
 - 4) 上記に含まれないものについては双方で協議して決定する。
7. 記録媒体等
- 学園が使用する記録媒体は XDCAM メディアであり、記録媒体の学園外への持ち出し及び学園への持ち込みについては、全て XDCAM メディアで対応すること。

8. 学園への納入物品の取扱い

次の完成物を番組の種別ごとに記載された数量を別紙 1 に示す請負期間完了日までに制作部へ納品し、学園職員による検査を受ける。なお、納入物品は学園技術フォーマットに準拠し、編集ソフトは登録時のエラーを回避するため「Adobe Premiere 2018」以外を使用すること（別添「テレビ制作技術基準」を参照）。

	生涯学習支援番組 (1 番組あたり)	告知用動画 (1 番組あたり)
放送用本番素材記録XDCAMメディア	1 本	1 本
クリーンピクチャー収録XDCAMメディア	1 本	1 本
番組考査試写用DVD-R	1 本	1 本
番組編成業務用DVD-R	1 本	—
放送用台本及び電子データ	1 部	1 部

9. 番組制作業務完了等の報告

請負事業者は、番組完成後「番組制作業務完了報告書」、「著作権処理業務完了報告書」及び「楽曲使用報告書」を放送部放送管理課に提出し、学園職員による検査を受ける。

10. 請負代金の請求・支払

請負事業者は、8 及び 9 の検査に合格したときは、請負代金を学園に請求する。
学園は、適法な請求書受理後、40 日以内に財務部経理課から支払うものとする。

11. 著作権の帰属等

- 1) 制作した番組に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は学園に帰属する。
- 2) 番組は、学園の著作名義で公表する。
なお、制作協力等の表示は、学園の基準によるものとする。
- 3) 学園は、番組等及び関連素材を必要により改変して使用することができる。
- 4) 上記各項目は、許諾を得た第三者の権利の帰属に影響を及ぼさない。

12. 業務内容の変更等

- 1) 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、請負事業者の責任において履行するものとする。
- 2) 予期することができない状態の発生など、業務内容を変更せざるを得ない場合には、学園と請負事業者が協議の上で、業務内容を変更することができる。
- 3) 業務内容が変更された場合には、請負代金についても協議の上、変更することができる。

13. 安全の確保

- 1) 請負事業者は、業務の実施にあたり、請負事業者の従業員を直接指揮命令する者（以下、「現場責任者」という。）を必要に応じて 1 名以上選任し、任務に当たらせるものとする。
- 2) 現場責任者は、業務の実施の過程における安全対策について、請負事業者の従業員およびそ

の指揮下にある全てのスタッフの安全確保に十分取り組むとともに、徹底を図る。

14 業務の再委託等

- 1) 請負事業者は、業務の実施にあたり、業務の全部について、一括して第三者に請負わせたり、一括して第三者に再委託してはならない。
- 2) 業務の一部を第三者に対して、請負わせたり、再委託する場合、請負事業者は、あらかじめ、所定の事項について、学園に申請した上で、承認を得なければならない。

テレビ制作技術基準

別添

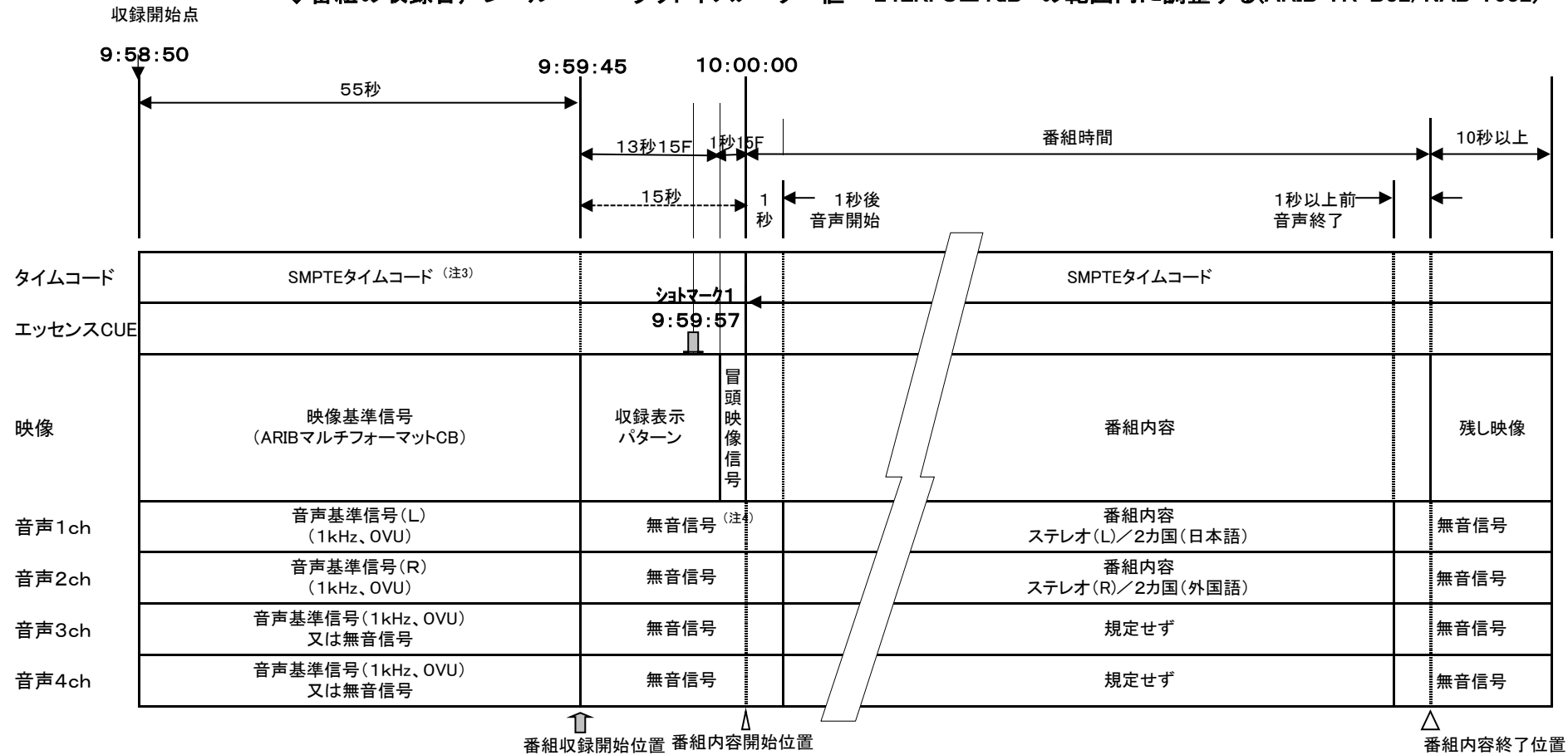
XDCAM-HDディスク放送用収録フォーマット

平成31年4月1日

◇映像:MPEG2 422P@50Mbps ◇音声:LPCM 48kHz 24bit 8ch ステレオ

◇MXFオペレーションパターン OP1a

◇番組の収録音声レベル ・ラウドネスメーター値 -24LKFS±1dB の範囲内に調整する(ARIB TR-B32/NAB T032)



* 予備SB(ステーションブレイク)は、1枚のディスクに複数本収録するが、それぞれが独立したファイルに1クリップで基準フォーマット収録する。

* 送出サーバー登録時、09:59:58:00からファイリングするため表示パターンを09:59:58:15まで記録する。

* 送出サーバー登録時の頭出し用「ショットマーク1」を09:59:57:00に記録する。

- 注1: ARIBマルチフォーマットカラーバーは「ARIB STD-B28」に準拠すること。
- 2: 音声基準信号は、OVU=基準量子化値(フルビットから20dB下がった値 -20dBFS)とする。
- 3: タイムコードトラックには、収録開始位置から連続したSMPTEタイムコードを記録すること。
- 4: 無音信号とは入力信号を絞りきった(無音の)音声信号が記録された状態をいう。
- 5: 番組試写終了後、TDまたは担当者がラウドネスメーター値を番組収録連絡票に記入すること。
- 6: デジタル音声のプリアンファシスは使用しないこと。
- 7: ディスクごとに「ワンクリップ」収録とすること。
- 8: 末尾のフィラー音楽開始については、1秒以上音声の空白を挿入すること。

別紙 1

制作する番組・本数・概算所要経費・請負期間

1. 生涯学習支援番組 2番組

No.	分類	題目名	放送（ネット配信含む）期間	概算所要経費（税込）	請負期間
1	BS キャンパス ex 特集	大学授業におけるインストラクショナルデザイン（4本分）	2年	7,227千円	契約締結日～令和3年2月26日
2	キャリアアップ	読みたいに応える図書館～読書バリアフリーの理論と実践（2本分）	2年	5,137千円	契約締結日～令和3年2月26日

2. 告知用動画 2番組（1分版×全放送回分6本）

内容	概算所要経費（税込）
放送やネット配信等で利用する1分間の告知用動画。	上記1に含む

担当プロデューサー、ディレクター、プロダクション
石橋 文(制作部)

1)番組タイトルなど 大学授業におけるインストラクショナルデザイン	4)放送回数、期間、マルチ展開など 2年間で20回(4月、10月が最適)
2)関係の深いコース 情報	5) NET 展開 本編については AOBA に掲載
3)番組の領域 学問への興味を沸き立たせる領域	6)番組尺、本数 45分 × 4本
	7)番組の種別 BS キャンパス ex 特集

8)内容等

a. 目的・ねらい

大学教育は大きなターニングポイントを迎えている。高等教育のユニバーサル化が進み、一方で、情報通信技術(ICT)によって、学習環境も様変わりした。従来通りの教育ではうまく対処できないことが増え、反対に、今までできなかったことが、可能になり、選択肢も増え、教育の「効果」や「効率」、「魅力」を高めるために、様々な手法を駆使しながら、講義そのもののクオリティや効果を高めることが求められるようになってきている。いわゆる「インストラクショナルデザイン(ID)」に基づく授業改革の動きである。IDとは教育設計の意味であり、それぞれの環境において最適な教育効果をあげる方法の設計を行うことを目的としている。システムティックな方法やツールにより、日常の授業はもとより、e-Learning 教材をより魅力的で効果的にする方法論として知られている。

他方、FD が平成 19 年度より大学設置基準において義務化されており、全大学で実施されている。FD とは Faculty Development の略語で「教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組みの総称。FD と略して称されることもある。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる(「21 世紀の大学像答申(平成 10 年)」、大学審議会)」と説明されている。しかし、現実には、多くの大学で FD 研修が形骸化しており、実効性のある FD 研修が望まれている。FD は ID よりも広範な概念であるが、ID は FD の中核をなしている。

加えて、昨今、新型コロナウイルスの流行により、多くの大学でも遠隔教育教材を制作する必要に迫られているが、そのため ID に対する需要が急激に高まっていることは、遠隔教育関連シンポジウムやセミナーに ID 研究者が頻繁に呼ばれて講演していることから伺える。

日本教育工学会では、大学教育の授業改善や教員の授業力向上を目的として、これまでの研究の知見を活用して、2008 年より「大学教員のための FD 研修会(ワークショップ)」を開催している。本研修会の内容は、教育工学選書「大学授業改善とインストラクショナルデザイン」にまとめられているが、今回、放送大学との連携制作(研究成果等利用タイプ)にて、番組を作成することで、この成果を広く社会に伝え、貢献できると考えている。特に、大学・高専の初任者研修や FD 研修などに利用して頂けると考えている。

目的:

- ・大学授業の設計ができる
- ・大学授業の改善ができる
- ・インストラクショナルデザインの内容を理解できる

対象:

- ・大学教員(初任、授業を改善したい etc.)
- ・大学教員を目指す大学院生・小中高の教員・実務家
- ・研修などを企画・実施する社会人

なお、本企画は日本教育工学会の理事会において正式に認められている。

b. 内容・構成

各回の概要は以下の通り。

第1回インストラクショナルデザインの基礎

授業の「効果」「効率」「魅力」を高めていくためには、学習目標と教育内容と評価方法の三要素の関係性を整理し、改善していくことが必要である。そのためのベースとなる「ADDIEモデル」を通して、改善のプロセスを身につけ、「ARCSモデル」、「メリルのID第一原理」、「ガニエの9教授事象」など、IDのための基礎を学ぶ。

第2回入口(大学教育の現状、FD、受講者の分析)を考える ※

インストラクショナルデザインにおける「入口」とは、学生や大学教育の現状である。18歳人口の減少、進学率の増加、大学定員の増加などを背景に、入学してくる学生の学力差は広がっており、また、各自のデジタルスキルも時代とともに変化している。授業を設計するためには、学習者の分析が不可欠である。生涯にわたって学び続け、答えのない課題にも向き合い、最善解を導く姿勢を身に付ける能力を育成する。また、大学教育に対しても3つのポリシーを定めること、シラバスを整備することなどが求められており、大きな環境の変化にさらされている。そのような現状を解説する。

第3回出口(目標の設定、評価の方法)を考える※

インストラクショナルデザインの考え方に基づいて授業を設計するためには、授業の「出口」、すなわち「学習のゴール」を明確に定めることが重要になる。「出口」を設定するためにポイントとなるのが、学習目標と学習活動の対応関係を明確にし、妥当な方法で評価することである。

第一のポイントは学習者の行動で目標を表すこと(目標行動)である。次に、目標行動が評価される条件(評価条件)を明らかにしなければならない。最後に、合格基準を明確にすることが求められる。

第4回方法(講義法、アクティブラーニング、ICTの活用)を考える※

特に、最近注目を集めている、「ICT活用」や「アクティブラーニング」、「反転授業」、さらには学生同士が支援しあう「ピアチュータリング」など、新たな授業放送にスポットをあてて、授業作りの具体的な「方法」を学ぶ。

各回の最初に、今回の授業の位置づけと導入の説明を行う(大阪大学教授が予定)そして、2名の教員のうち、1名が主として説明し、もう1名が質問をしながら進めていくスタイルを制作。

•

c. 取材対象 ロケ取材 : 有 実際の授業の様子を撮影した映像
日程場所とも未定

d. 出演者など

大阪大学教授(日本教育工学会理事)、
岩手県立大学准教授、関西大学准教授

9)主体性の確保

内容の基本案は日本教育工学会より提示されているが、基本的に研修スタイルを前提としているため、放送大学側で構成と演出を考え直し、放送大学の主体性を担保する。

10)制作予定期間 令和2年10月～令和3年2月

11)演出上の特記事項

12)スポット制作希望(原則有り)

有

13)字幕制作希望

有

担当プロデューサー、ディレクター、プロダクション
石橋 丈(制作部)

<p>1)番組タイトルなど</p> <p>読みたいに応える図書館～読書バリアフリーの理論と実践</p>	<p>4)放送回数、期間、マルチ展開など</p> <p>2021年度4月以降放送希望(2年×20回)</p> <p>5) NET 展開</p> <p>1分スポット NET 展開を目指す。</p>
<p>2)関係の深いコース</p> <p>情報 心理と教育</p>	<p>6)番組尺、本数</p> <p>45分 × 2本</p>
<p>3)番組の領域</p> <p>具体的な学び直しに入る領域</p>	<p>7)番組の種別</p> <p>キャリアアップ</p>
<p>8)内容等</p> <p>a. 目的・ねらい</p> <p>2019年6月に、「読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境整備に関する法律）」が制定された。この法律のねらいは、障害の有無にかかわらず全ての国民が読書を通して文字・活字文化の恩恵を享受できる社会の実現である。この法律の第17条では、国及び地方公共団体は、公共図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずることを求めている。</p> <p>提案する番組は、図書館における視覚障害者等へのサービスを充実させるべく、大学等における図書館員養成プログラムおよび日本全国の図書館で働く図書館員のサービススキル向上を目指すものである。</p> <p>文部科学省が定めるいわゆる「司書養成科目」（平成21年）および「学校司書のモデルカリキュラム」（平成28年）は、図書館における視覚障害者等へのサービスを明示的に扱っていない。</p> <p>また、放送大学では司書教諭教育プログラムを開設しているが、現在開発中の司書教諭科目『学校経営と学校図書館』では「読書バリアフリー法」や障害者等に対するサービスの在り方を取り上げないため、内容の重複は生じない。提案する科目は、現行の図書館員教育では扱っていない視覚障害者等へのサービスの理念と方法を講師がスタジオで解説するとともに、公共図書館、学校図書館、大学図書館の現場における具体的な事例をビデオロケによって提供するものである。</p> <p>この教材の視聴を通じて、全国の公共図書館、学校図書館、大学等高等教育機関の図書館で、視覚障害者等の読書を通じた生涯学習の機会を広げることがねらわれている。</p>	
<p>b. 内容・構成</p> <p>1. 読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境整備に関する法律）：障害者と図書館の新しい関係を問う 担当：(専修大学教授)+(放送大学特任教授)</p> <p>1-1.読書バリアフリー法とは</p> <p>2019年に制定された読書バリアフリー法の概要を紹介する。</p> <p>1-2.読書バリアフリー法制定の経緯</p> <p>2013年に採択された「マラケシュ条約」で、「視覚に障害のある人々や活字を読むことに障がいのある人々が入手・利用するための著作物の複製は著作権を侵害しない」との国際的な合意が生まれ、日本も最終文書に署名した。マラケシュ条約制定の背景と、それを受けて日本で読書バリアフリー法が制定されるまでの経緯を紹介する。</p> <p>1-3.読書バリアフリー法は図書館および図書館員に何を求めているのか</p> <p>読書バリアフリー法の各条で国や地方公共団体が図書館に求めていることを踏まえて、図書館および図書館員はどのように対応すべきかを考える。</p> <p>1-4.視覚障害者等へのサービスに利用できる資料</p> <p>視覚障害者等へのサービスに利用されている資料の種類と、その全国的なネットワークである「サピエ図書館」、国立国会図書館の「視覚障害者等用データの収集および送信サービス」について紹介する。</p>	

1-5.視覚障害者等へのサービスに利用できる機器

公共図書館や点字図書館で視覚障害者等へのサービスに利用されている機器やソフトウェアの利用場
面を、公共図書館と点字図書館が連携して視覚障害者等へのサービスを積極的に提供している代表的な
機関であるオーテピア高知図書館・オーテピア音と点字の図書館を担当講師が訪問し、機器やソフトウ
ェア使用の具体例についてロケを行い、スタジオで講師の解説を通して紹介する。

1-6.障害学生支援に関わる支援機関

国立国会図書館の「視覚障害者等用データ送信サービス」、障害者高等教育研究支援センター障害者高
等教育拠点事業支援機器の貸出など、大学図書館が障害学生支援を行う際に利用できるサービスを紹介
する。

**2. 公共・学校・大学図書館の視覚障害者等へのサービス 担当:(慶應義塾大学名誉教授)+(専修大学
教授)+佛教大学教授)+(放送大学特任教授)**

2-1.公共図書館の障害者サービスの現状とモデルケースの紹介(担当:慶應義塾大学名誉教授)

図書館の障害者サービスの実施状況や内容について、現状を「公共図書館における障害者サービスに
関する調査研究」(国立国会図書館、2018年)等の統計等で示す。

視覚障害者等へのサービスを積極的に提供している代表的な公共図書館を担当講師が訪問し、具体的
にどのようなことが行われているのか、担当者の考えやサービスの現状について担当者の話を伺うとと
もに、公共図書館で視覚障害者等へのサービスに利用されている機器やソフトウェアの具体例(埼玉県
立久喜図書館、調布市立図書館のいずれかを想定)についてロケを行い、スタジオで講師の解説を通し
て紹介する。

2-2.学校図書館の障害者サービスの現状とモデルケースの紹介(担当:専修大学教授)

学校図書館の障害者サービスの実施状況や内容について、現状を「特別支援学校図書館の現状に関す
る調査」(全国学校図書館協議会、2020年公表予定)等の統計等で示す。

視覚障害者等へのサービスを積極的に提供している代表的な学校図書館を担当講師が訪問し、具体的
にどのようなことが行われているのか、担当者の考えやサービスの現状について担当者の話を伺うとと
もに、学校図書館(特に、盲学校等の特別支援学校図書館)で視覚障害者等へのサービスに利用されて
いる機器やソフトウェア具体例(横浜市立盲特別支援学校図書館、鳥取大学附属特別支援学校図書館、
狛江市立狛江第三小学校図書館のいずれかを想定)についてロケを行い、スタジオで講師の解説を通し
て紹介する。

2-3.大学図書館の障害者サービスの現状とモデルケースの紹介(担当:佛教大学教授)

大学等の高等教育機関における図書館の障害者サービスの実施状況や内容について、現状を「障害の
ある学生の修学支援に関する実態調査」(日本学生支援機構、毎年度)等の統計等で示す

視覚障害者等へのサービスを積極的に提供している代表的な大学等の高等教育機関の図書館を担当講
師が訪問し、具体的にどのようなことが行われているのか、担当者の考えやサービスの現状について担
当者の話を伺うとともに、大学等の高等教育機関の図書館で視覚障害者等へのサービスに利用されて
いる機器やソフトウェア使用の具体例(筑波技術大学附属図書館、ルーテル学院大学図書館のいずれかを
想定)についてロケを行い、スタジオで講師の解説を通して紹介する。

c. 取材対象 ロケ取材: 有・無 公共図書館と点字図書館が連携して視覚障害者等へのサービスを展開し
ている図書館(オーテピア高知図書館・オーテピア高知声と点字の図書館)、視覚障害者等へのサービスを積極的に
提供している図書館(埼玉県立久喜図書館、調布市立図書館、横浜市立盲特別支援学校図書館、鳥取大学附属
特別支援学校図書館、狛江市立狛江第三小学校図書館、筑波技術大学附属図書館、ルーテル学院大学図書館等)
で行うことを想定している。

d. 出演者など

放送大学特任教授	専門:障害者を含む人間の情報探索行動を研究
専修大学教授	専門:図書館等における障害者サービスを研究
慶應義塾大学名誉教授	専門:公共図書館における利用者サービスを研究
佛教大学教授	専門:学校図書館・大学図書館における障害者支援サービスを研究

9)主体性の確保

内容面においては、専任教員の放送大学特任教授が全体の構成を監修するとともに、番組にも出演してナビゲーション役を務めながら、専門的視点からの解説を加える。

本番組の焦点である「読書バリアフリー法」および「図書館」自体に高い公共性があり、放送大学として司書のキャリアアップだけでなく、生涯学習支援の一環として取り組むことに意義がある。

BS231に加えて、毎年秋に開催される「全国図書館大会」等の専門職団体の会合にて広報資料を配布することで、これまでアプローチが困難であった小規模図書館の図書館員にも番組の視聴を通じた注意喚起およびキャリアアップの機会提供を期待できる。

10)制作予定期間 令和2年10月～令和3年2月

11)演出上の特記事項 第1回はロケ1か所(オーテピア高知図書館・オーテピア声と点字の図書館)、第2回はロケ3か所(公共図書館1館、学校図書館1館、大学図書館1館)を想定。ロケに担当講師が同行。障害者の視聴を考慮して情報保障(手話通訳)を希望する。

12)スポット制作希望(原則有り)

有 ・ 無

13)字幕制作希望

有 ・ 無